○東北地方整備局告示第六十七号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
山形市飯田西四丁目四四五番一から同市旅篭町二丁目一〇四六番一まで（山形市飯田西四丁目四四五番一から同市旅篭町二丁目一〇四六番一まで）	一般国道百十二号	電柱

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十八号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

	区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
㈠	道路の種類　一般国道			
㈡	路線名　四十六号			
㈢	沿道区域	七・五〇メートル	二・四三四キロメートル	電柱
	盛岡市永井一地割一五〇番一から同市津志田一五地割二七番一〇まで			
㈣	図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所			

○東北地方整備局告示第六十九号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

	区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
㈠	道路の種類　一般国道			
㈡	路線名　四号			
㈢	沿道区域	九・一〇メートル	四・六三四キロメートル	電柱
	盛岡市津志田一五地割二七番一〇から同市茶畑一丁目二〇番二まで			
㈣	図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所			

○東北地方整備局告示第七十号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
盛岡市永井一地割一五〇番一から同市津志田一五地割二七番一〇まで（盛岡市永井一地割一五〇番一から同市津志田一五地割二七番一〇まで）	一般国道四十六号	電柱

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十一号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
盛岡市津志田一五地割二七番一〇から同市茶畑一丁目二〇番二まで（盛岡市津志田一五地割二七番一〇から同市茶畑一丁目二〇番二まで）	一般国道四号	電柱

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
㈠	道路の種類　一般国道			
㈡	路線名　四十九号			
㈢	道路の区域			
	郡山市田村町大善寺字割府一八一番から同市田村町大善寺字上川原四二番一まで	前	一六・七七～七七・一八メートル	〇・四七六キロメートル
		後	一三・六二～四〇・〇三	〇・四七六
㈣	図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所			

○東北地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　東北地方整備局長　西村　拓

	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
㈠	道路の種類　一般国道			
㈡	路線名　四号			
㈢	道路の区域			
	岩手県二戸郡一戸町岩舘字川又無番から同町岩舘字子守七八番四一まで	前	一二・六〇～四六・七〇メートル	一・六六六キロメートル
		後	一二・六〇～四六・七〇	一・六六六
㈣	図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所			